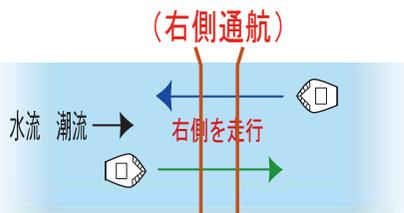




非動力船が見えたら動力船は最徐行
水上バイクは引き波に十分注意!



一般社団法人大岡川川の駅運営委員会・神奈川県横浜川崎治水事務所



01. 右側通航

①適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する場合、できる限り右側に寄って通航するものとする。

02. 非動力船の通航方法

①非動力船の通航時は、動力船が水深の関係上中央付近の航行を余儀なくされる事に留意し、動力船に対して速やかに進路を譲ること。

03. 動力船の通航方法

- ①追越しを行う場合は、危険がないと判断される場所において、追い越される船舶等の航行に支障を与えないよう十分に前後の距離と間隔をとって追い越すものとする。
- ②河道を横切る場合は、河道に沿って通航している動力船の進路を避けるものとする。
- ③行き合う場合において、衝突するおそれがあるときは、互いに進路を右に転じるものとする。
- ④河川を上流に向けて通航するものが、航路を譲るものとする。
- ⑤初心者、不慣れな利用者がいることを留意し、対象水域を航行する際は徐行を行う。
- ⑥航行時に非動力船や接岸中の船を発見した場合は、自船の起こす引き波の危険性に留意し、最徐行にて対象との距離と間隔を十分に保ち航行すること。

04. 水上バイクの通行方法

- ①水上バイクにあつては、最徐行の速度とは、アイドリングの速度をいう。
- ②水上バイクは、引き波を起こしやすい船体構造であることを念頭に、自船の引き波の危険性には更なる配慮を行うこと。
- ③水上バイクで航行する者は、海上安全指導員の資格取得やTPSPの講習受講など、安全航行に資する知識、経験を有することが望ましく、航行する場合はそれを示すビブス等を身に着けること。

参考:

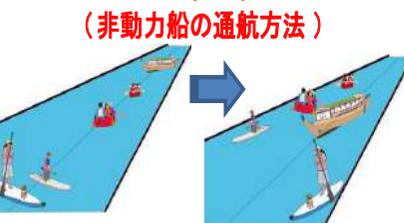
- ・水上バイクにおいては徐行は時速8 km/h未満程度、最徐行は5 km/h未満程度(アイドリング状態)の状態を意味します。
- ・TPSP:東京港・湾・河川 水上オートバイ安全航行推進プロジェクトの略称。

05. その他事項

- ①対象水域を利用する各団体の代表は、先導者及びガイド役に救命の技術、救命施設の場所及び危険回避の為のスキルアップを指導すること。
- ②対象水域を利用する団体は、相互理解の精神をもち、安全に楽しく使える河川にするために努力すること。
- ③栈橋を利用する団体は、安全確保のために救命胴衣を装着すること。また栈橋内も同様とする。
- ④ゴミは川に捨てない、出たゴミは持ち帰る。
- ⑤原動機を用いて推進する舟艇等を急転回、疾走させるなどして、非動力船等に危険を覚えさせるような行為は、神奈川県迷惑行為防止条例(水浴場等における危険行為等の禁止)で禁止されています。

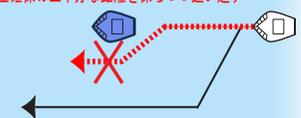
改訂履歴

- ・平成27年 7月22日 策定
- ・平成27年 8月26日 改訂 (連絡先等レイアウト変更の改訂)
- ・平成28年 3月31日 改訂 (救命胴衣着用、ゴミ投棄禁止の追加による改訂)
- ・平成29年 8月23日 改訂 (水上バイク等に関する事項その他所要の改訂)

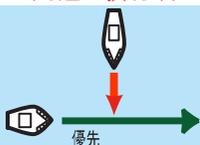


(追い越しを行う場合)

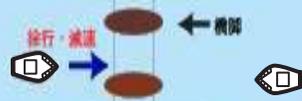
安全確保の上十分な距離を保ちつつ追い越す



(河道の横切り)



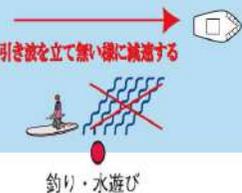
(見通しが悪い・輻輳(ふくそう)時の通航)



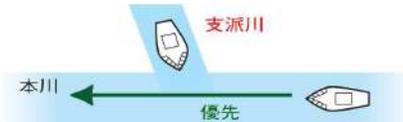
(擦れ違い困難時の通航)



(釣り・水遊びがある場合の通航)



(支流通航)



(停泊等の制限)



(運転不自由船の処置)



(事故発生時の処置)

